

新たに実施している取組事業及び今後新たに実施する取組事業

資料2-1

取組事業	担当課	取組事業内容	令和3年度実績	令和4年度実施計画	令和5年度以降の実施計画予定
医療的ケア児保育支援事業の実施	子育て支援課	医療的ケア児（日常生活を営むために医療を要する状態にある児童）が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	令和4年度から開始した事業のためなし	保育所等において、対象児童の受入れを実施していく。また、関係機関と情報共有していくことで、新たな医療的ケア児の保育ニーズを適宜把握し、受入れ体制の整備に努める。	関係機関と情報共有していくことで、医療的ケア児の保育ニーズを適宜把握し、受入れ体制の整備に努める。